

## 保安全管理業務講習 受講規約

レジル電気保安株式会社

2026年5月18日 制定

### (概要)

第1条 保安全管理業務講習受講規約(以下「当規約」という)は、レジル電気保安株式会社(以下「弊社」という)が、平成15年経済産業省告示二百四十九号(以下「告示」という)第一条第一項第四号に規定する講習(以下「保安全管理業務講習」という)を、主任技術者制度の解釈及び運用(以下「内規」という)の定めに従い、保安全管理業務講習の受講を希望する者に対して実施するにあたっての諸条件等を定めるものです。

2. 本講習を修了することにより、第2種または第3種主任技術者免状を取得している方は、上記告示に定められた実務に従事した期間を一律3年以上とすることができます。

### (受講者の募集)

第2条 弊社は、経済産業省産業保安グループ電力安全課(以下「保安グループ電力安全課」という)の確認を予め受けた上で、保安全管理業務講習の日程、科目および開催場所に加え、当規約、申込方法、注意事項およびその他事項を弊社のウェブサイトに掲載します。

2. 受講の対象は第2種または第3種主任技術者免状の交付を受けている者とします。

### (受講申込み)

第3条 受講希望者は当規約に同意のうえ、弊社ウェブサイトの申込フォームに必要事項を入力の上、期限までに申込みを行うものとします。

2. 弊社は、受講希望者について、その所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取扱います。ただし、定員を超過した場合は、実務経験年数の長い受講希望者を優先して受付けることがあります。

### (受講料)

第4条 弊社は次の各号に定める受講料を申し受けます。

- (1) 第3種電気主任技術者免状を有している方・・・110,000円(税込)
- (2) 第2種電気主任技術者免状を有している方・・・99,000円(税込)
- (3) テキスト「自家用電気工作物保安全管理規程」は受講料に含まれます。

2. 申込み受付後、受講料をご請求いたします。お申込み頂いたEメールアドレス宛に受講料の

お支払い方法および期日について、ご連絡致します。受講希望者は支払い期日までに指定口座へ受講料を振込むものとします。なお、振込手数料は、受講希望者の負担とします。

3. 支払期日までに受講料の入金が確認できない場合は、お申込みがなかったものとして取扱います。

(テキスト)

第5条 本講習では以下を基本テキストとして用いて講義を行います。

(1) 自家用電気工作物保安管理規程-JEAC8021

2. 基本テキストおよび補助資料は弊社にて準備いたします。講習開始時に貸与し、終了時に基本テキストは講習会場にて返却いただきます。

3. ご自身のテキストを持参して受講される場合、テキストの貸与はいたしません。

4. 使用するテキストに変更が生じた場合は、弊社のウェブサイトにて告知いたします。

(本人確認)

第6条 受講に際しては受講初日の、保安管理業務講習の開始前に、受講票および氏名、住所、生年月日の記載がある顔写真付きの公的証明書（官公署発行の本人確認書類をいい、以下「本人確認書類」という）を提示いただく方法で本人確認を行います。その際、本人確認書類の写しを取らせていただく場合があります。本人確認に使用できる本人確認書類の例は次の通りです。なお、本人確認書類をお持ちでない方は保安管理業務講習を受講することはできません。

(1) マイナンバーカード

(2) 運転免許証

(3) 第一種電気工事士免状など

2. 本人確認書類をお忘れの場合は、本人確認時に顔写真を撮影し、保安管理業務講習最終日より5営業日以内に本人確認書類の写しを送付いただきます。本人確認ができない限り、保安管理業務講習を修了することはできません。

3. お申込みをされた受講希望者ご本人以外の方が受講することはできません。

(講師の選定)

第7条 講師は電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務に従事した期間が、告示第一条第一項第一号から第四号のいずれかに該当する者を選任します。

(受講にあたっての注意事項)

第8条 保安管理業務講習を「修了」するためには、保安管理業務講習を受講し(講義終了後の試験に合格することを要しない)、かつ当規約第6条に従い本人書類の提示を行う必要があります。

す。

2. 科目ごとに10分以上の遅刻・早退があった場合、その科目は欠席として未受講の扱いとします。

3. 弊社施設の使用に際しては、保安全管理業務講習に関係のない場所への立ち入り、資料の閲覧等は固く禁じます。ご協力頂けない場合、弊社施設から退出いただくとともに、以後の受講をお断りする場合がございます。

4. 施設内では講師および弊社職員の指示に従っていただきます。

5. 保安全管理業務講習で用いる教材(テキスト、レジュメその他保安全管理業務講習にあたって配布された一切の資料)の著作権その他知的財産権等の権利は弊社に帰属します。受講者本人の保安全管理業務講習の受講以外の目的での使用または複製は禁止します。

6. 保安全管理業務講習の録音、録画は固く禁じます。

7. 保安全管理業務講習に起因する受講者の損害は弊社の故意または重過失による場合を除き、弊社はその責任を負わないものとします。

#### (保安全管理業務講習の中止・キャンセル)

第9条 弊社は次の場合、保安全管理業務講習を中止またはお断りすることがあります。

(1) 大規模災害や防疫上の理由により緊急事態宣言等が発令された場合、その他保安全管理業務講習の開催が著しく困難となったと弊社が判断した場合には、保安全管理業務講習を中止することがあります。

この場合、既にお支払いいただいた受講料については、振込手数料を除いた全額を返金します。

(2) お申込みの内容に不備があり、弊社が提示した修正期限までに修正されなかった場合には、当該お申し込みは受理されなかったものとみなします。この場合、受講料の請求書を送付せず、本講習の受講もお断りさせていただきます。

2. 次の事由により受講または修了できなかったときは、受講料を返金しません。

(1) 保安全管理業務講習当日に本人確認ができなかった場合。

(2) 受講希望者が、保安全管理業務講習の全部または一部の科目を欠席した場合。

(3) その他、受講希望者による不備、不正その他受講希望者の責めに帰すべき事由により保安全管理業務講習を受講できなかった場合。

3. 受講希望者からキャンセルのお申出があった場合は次の通りとします。

(1) お支払い前の場合は、受講料の請求を取り下げます。

(2) お支払い後、保安全管理業務講習開始日5営業日前までにお申出の場合は、振込手数料を除いた全額を返金します。

(3) お支払い後、保安全管理業務講習開始日4営業日前以降にお申出の場合は、受講料の返金はいりません。

4. 保安全管理業務講習の中止・キャンセル等により受講希望者が被った損害について、弊社の故意または重過失による場合を除き、弊社は責任を負いません。

(修了証の発行)

第10条 弊社は、保安全管理業務講習修了後に受講修了者に対し、内規の定めに従い保安全管理業務講習修了証を発行します。

(修了証の再発行)

第11条 弊社は受講修了者から申請があった場合、修了証を再発行します。

2. 再発行できる期限は、修了5年間とします。

3. 再発行は次の各号に該当する場合に限り行うものとします。

(1) 紛失した場合

(2) 損壊した場合

4. 再発行手数料として修了証1通につき 3,000 円に消費税を加算した額を申し受けま  
す。本手数料のお支払いに要する手数料は受講修了者の負担とします。

5. 再発行により以前の修了証は失効します。

(受講記録の保管)

第12条 弊社は保安全管理業務講習後5年間、保安全管理業務講習に係る記録を保管します。

(受講結果の報告)

第13条 弊社は内規の定めに従い、電力安全課へ受講者の氏名、生年月日、住所、電気主任技術者の免状の種類と番号、受講者の区分、講習実施機関、受講科目の講習形式、修了日を報告致します。受講者はこれに同意するものとします。

(個人情報の取扱い)

第14条 弊社は、取得した個人情報（本講習の申込時に提供される情報、本人確認書類の写し、顔写真等を含みます。）を、受講者の本人確認、受講料の請求、本講習の運営・連絡、修了証の発行、および電力安全課への報告の目的で利用します。

2. 前項に定めるもののほか、個人情報の取扱いについては、弊社のプライバシーポリシーに従うものとします。ただし、弊社のプライバシーポリシーと当規約の定めが矛盾または抵触がある場合は、当規約の定めが優先して適用されるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第15条 受講希望者は反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経

過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当しないこと、および反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有しないことを表明し、確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 受講希望者は自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかの行為を行わないことを表明、確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 受講希望者は将来にわたり前二項に該当しないことを表明、確約する。

4. 受講希望者は自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で速やかに不当介入の事実を当社へ報告するものとする。受講希望者は当社が捜査機関へ通報する際に必要な協力を行うものとする。

(当規約の変更)

第16条 弊社は、民法第548条の4の規定に基づき、当規約を変更することがあります。この場合、弊社は、変更後の当規約の効力発生日までに、当規約を変更する旨、変更後の当規約の内容および効力発生日を、弊社のウェブサイトへの掲載その他弊社が適切と判断する方法により周知します。

2. 前項の周知が行われ、効力発生日が到来した場合には、変更前より受講を申し込んでいる受講希望者に対しても、変更後の当規約が適用されるものとします。

(協議)

第17条 当規約に定めのない事項に関して疑義が生じた場合、弊社と受講者との間で誠意をもって協議し、決定するものとします。

(準拠法および管轄)

第18条 当規約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。当規約に起因または関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

当規約は2026年5月18日より適用します。